

第 1 6 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成24年 7月13日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の全議事録、内容がわかるメモ等（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 議会改革推進会議小委員会（以下「小委員会」という。）の全議事録、内容がわかるメモ等（以下「本件公開請求②」という。）

2 同月27日、実施機関は、本件公開請求①に対して、議会改革推進会議概要（第 1 回から第 4回）（以下「推進会議議事録」という。）を特定し、公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 8月22日、実施機関は、本件公開請求②に対して、議会改革推進会議小委員会概要（以下「本件議事録」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

情報公開条例第 7条第 1項第 4号に該当

小委員会は、推進会議から提示された、議会報告会の実施、議員報酬、議員定数、海外視察のあり方、名古屋市議会基本条例（平成22年名古屋市条例第14号。以下「議会基本条例」という。）の課題等の協議事項について、非公開を原則として考え方を整理する会議であり、その整理に至るまでの議論の経緯を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

4 同月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 名古屋市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が全会一致で決めた議会基本条例には、議会の情報を積極的に市民に提供すると規定されており、本件議事録程度は当然市民に公開されてよいものである。小委員会の議論の経緯を公にしてほしい。

(2) 本件議事録を公表することによって小委員会における発言及び小委員会の方向性が崩れるものではないと考える。

(3) 個々の議員に話を聞くと、公開してもよいという意見もあり、強硬な反対意見も一部にある。しかしながら、議会の委員会にカメラを導入する際にも反対意見があったが、現在では問題なく運用されている現実を踏まえると、本件議事録の中身に市民及び他の人に知られて悪い情報は何もない。

(4) 議会の理事会の記録は公開されている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 小委員会における議論の経緯を公にすることは、各会派間の政治的な調整、利害関係及び判断を公にすることとなり、議員間の率直な意見交換を困難にし、意思決定の中立性を阻害し、市民に不当な混乱を与える。

2 小委員会は、推進会議における協議事項の考え方を整理するための会派間の調整の場として設置したもので、議論そのものは推進会議で行うため、本件議事録を非公開にしても市民の知る権利は十分に保証される。

3 他の地方自治体の情報公開に関する条例及び答申にも見られるとおり、議会内部の活動は、名古屋市長（以下「市長」という。）の執行機関とは異なり政治的性格を帯びることが想定され、政治的裁量又は独自判断の余地が認容されており、市長と同じ基準で判断することは妥当ではない。

4 情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かは、審議、検討又は協議の結果が出る前か後かによって左右されるのではなく、将来における同種の審議、検討又は協議に与える影響についても考慮すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件議事録が情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かが争点となっている。

2 情報公開条例の趣旨等

情報公開条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この情報公開条例の原則公開の理念に立って、当該条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 推進会議について

(1) 推進会議は、議会基本条例に基づく議会改革を推進することを目的に、議会改革推進会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）により設置されたものであり、議会報告会の実施、議員報酬等の議会に関する協議事項に対し、各会派間の意見調整を推進会議委員の責任において行うこととなっている。

(2) 推進会議は、各会派が推薦する議員 2 人からなる 12 人の委員で構成され、本件公開請求がなされた時点までに、平成 24 年 1 月 19 日、同年 3 月 8 日、同年 6 月 25 日及び同年 7 月 4 日の 4 回開催された。

(3) 推進会議は、議会基本条例第 9 条第 2 項の趣旨に基づき、設置要綱第 3 項第 5 号により原則公開されており、推進会議における配布資料は名古屋市区図書室及び名古屋市市民情報センターにおいて閲覧が可能である。

また、推進会議議事録は、本件公開請求①に対して、実施機関が既に公開している。

4 小委員会について

(1) 小委員会は、推進会議の協議事項について考え方を整理する調整の場として、各会派の協議により設置されたものであり、小委員会からの報告を受けて推進会議において協議を行い、結論を出すこととなっている。

(2) 小委員会は、第 1 小委員会及び第 2 小委員会からなり、それぞれ推進会議の委員のうち各会派 1 人からなる 6 人の委員で構成されている。

第 1 小委員会は、本件公開請求がなされた時点までに、平成24年 2月 6日、同月16日、同月21日、同年 6月27日及び同年 7月 3日の 5回開催され、推進会議の協議事項のうち議会報告会の実施、海外視察のあり方及び議会基本条例の課題について議論された。

また、第 2 小委員会は、本件公開請求がなされた時点までに、同年 3月 5日、同年 6月29日及び同年 7月 3日の 3回開催され、推進会議の協議事項のうち議員報酬及び議員定数の課題について議論された。

- (3) 小委員会は、推進会議において全会一致で原則非公開により開催することを決定している。

5 議会における情報公開の考え方について

- (1) 実施機関は、上記第 4のとおり、推進会議における協議事項の議論そのものは推進会議で行うため、本件議事録を非公開にしても市民の知る権利は十分に保証されており、そもそも、情報公開条例上、議会と市長とを同じ基準で判断することは妥当ではないと主張していることから、当審査会は、まず、この点について検討する。

- (2) 実施機関は上記 (1) のとおり主張するが、情報公開条例は、当該条例第 7条第 1項に規定する非公開情報に該当するか否かを判断するにあたって議会と他の実施機関とで特別な差異を設けておらず、議会にも他の実施機関と同様の判断基準が当然に適用されるものである。

- (3) 市民に開かれ、身近で存在感のある議会を作り上げることを目的として、議会が自ら制定した議会基本条例第 2条に規定するように、議会には、意思決定を行うに当たって市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行い、積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たすことが求められている。

- (4) したがって、小委員会における議論の過程については、本来的には市民に開かれるべき情報であることを踏まえた上で、情報公開条例の定めるところにより本件議事録の公開又は非公開を判断すべきであると認められる。

6 情報公開条例第 7条第 1項第 4号該当性

次に、当審査会は、本件議事録が、情報公開条例第 7条第 1項第 4号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にす

ることによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件議事録には、小委員会の標題、開催日時、出席者名及び出席者の発言内容が記載されており、議決機関における審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件議事録を公開すると、議会における意思決定等に不当な支障が生ずるか否かについて判断する。

ア 上記 4 (1) のとおり、小委員会は、推進会議の協議事項について考え方を整理する調整の場として設置されたもので、小委員会からの報告を受けて推進会議において協議を行い、結論を出すこととなっている。

推進会議議事録を確認したところ、小委員会の各会議で検討された内容については、その後に開催された推進会議に報告され、当該報告を基にして推進会議において協議がなされていることが認められる。

このような小委員会の位置付けに鑑みると、当該報告の内容に関する小委員会における意見交換及び意思決定は、各会議後、推進会議に報告された時点で一つの区切りとなっていると考えられることから、少なくとも既に推進会議に報告がなされた内容の限りにおいては、本件議事録を公にしたとしても、意思決定の中立性に支障を及ぼすとは認められない。

イ また、実施機関は、非公開を前提とした小委員会における議論の経緯を公にすることにより、会派間の政治的な調整、利害関係等が明らかとなり、議員間の率直な意見交換及び意思決定の中立性が阻害されると主張する。

ウ たしかに、地方自治の仕組みにおいては、議会活動に一定の政治的要素が関連することはあらかじめ想定されていることから、率直な意見交換を確保するために、議会が意思決定の過程において非公開を前提とした議論の段階を設けたことについては、政治的配慮の観点から理解することが可能である。

エ 本件議事録を確認したところ、非公開を前提として開催された小委員会においては活発な意見交換が行われており、各委員間の議論には、政治的な交渉等に関する報告や各会派間における政治的利害及び判断に関する情報が多く含まれていると認められる。

また、本件議事録には、当該情報を含む小委員会における検討の過程が、各委員の発言内容が明確に判別できる形式で記載されており、本件議事録を公にすることで、誰がどのような発言を行ったか、各会派がどのような政治的立場にあるかなどの情報が明らかになると認められる。

オ 実施機関が主張するとおり、推進会議における協議事項について結論が出ておらず、引き続き小委員会において検討が続いているのであれば、本件議事録を公にすると、個々の発言を行った委員、当該委員の発言内容、会派の政治的判断、会派間の政治的調整等が明らかとなり、今後開催される小委員会において、各委員が率直な発言を躊躇するおそれがあると認められる。

カ 以上のことから、小委員会における検討の内容に関しては、本来、非公開とすべき理由はないものの、今後開催される小委員会において、発言内容、各会派の政治的判断等が公になることを懸念して、各委員が率直な発言を躊躇するおそれがあると認められることから、本件議事録はその限りにおいて情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当すると認められる。

- (4) 本号は、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、当該情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお重大な支障がある場合には非公開とすることを規定している。

一方で、上記 5 (3) のとおり、議会には開かれた合議体として市民への説明責任を果たすことが求められており、意思決定に至る審議の各過程において、情報を公にすることの利益とそれによる支障との比較衡量を尽くしたうえで、できる限り情報を公開することが情報公開条例の趣旨に合致すると認められる。

- (5) したがって、本件議事録は、今後の小委員会において各委員が率直な意見交換を行うのに支障のない限りで公開すべきである。

7 本件議事録のうち非公開とすべき部分について

- (1) 本件議事録に記載された情報を詳細に検討すると、本件議事録には、小委員会における検討の過程が、各委員の発言内容が明確に判別できる形式で記載されている。各委員が率直な発言を躊躇するおそれは、発言者と個々の発言内容とが 1 対 1 で結びつけられることによって生じるものであり、仮に個々の発言を行った委員を特定できる情報を除いて公開した場合には、上記 6 (5) の支障は軽減されると認められる。

- (2) 一方、本件議事録に記載された情報のうち、個々の発言を行った委員を特定できる情報は限られた一部に過ぎないことから、仮にこれらの情報を非公開としたとしても、小委員会における議論の過程等は概ね明らかとなり、議会に求められている市民への説明責任が果たされることとなると認められる。

- (3) したがって、本件議事録のうち、議会の事務局職員を除く発言者名及び発言内

容のうち個人名、肩書、会派名等の個々の発言を行った委員の特定につながる情報については非公開とすべきであるが、これらの情報を除いた部分については公開すべきである。

8 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 9月 3日	諮問書の受理
9月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月 5日	実施機関の弁明意見書を受理
10月10日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月 2日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
平成25年 7月19日 (第152回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月23日 (第153回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
12月13日 (第157回審査会)	調査審議
平成26年 4月18日 (第161回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月18日 (第164回審査会)	調査審議
9月19日 (第166回審査会)	調査審議
12月12日 (第169回審査会)	調査審議
12月26日	答申

別表

会議の区分	ページ	非公開とすべき情報
すべて	すべて	発言者名として記載された部分。ただし、発言者が議会の事務局職員であるもの及び個々の議員が特定できないものを除く。
第 1小委員会 (第 1回)	1	20行目12文字目から14文字目まで
	3	16行目 1文字目から 2文字目まで
	4	6行目 6文字目から 9文字目まで
	6	9行目18文字目から19文字目まで
	7	15行目 1文字目から 3文字目まで
	10	3行目18文字目から21文字目まで、21行目11文字目から13文字目まで及び24行目 1文字目から 4文字目まで
	11	3行目 8文字目から12文字目まで、4行目 4文字目から 7文字目まで及び20行目 4文字目から 7文字目まで
	13	10行目31文字目から11行目 1文字目まで
第 1小委員会 (第 2回)	14	3行目 1文字目から 4文字目まで、20行目24文字目から21行目 2文字目まで、22行目23文字目から28文字目まで、23行目 6文字目から 8文字目まで及び24行目 7文字目から11文字目まで
	1	31行目18文字目から21文字目まで
	2	13行目11文字目から14文字目まで、19行目20文字目から23文字目まで及び28行目 4文字目から 7文字目まで
	4	31行目17文字目から20文字目まで
	5	2行目 6文字目から 8文字目まで、 2行目23文字目から25文字目まで、10行目 3文字目から 6文字目まで及び12行目 1文字目から 6文字目まで
	6	3行目 6文字目から 9文字目まで
第 1小委員会 (第 3回)	8	1行目14文字目から23文字目まで、3行目 1文字目から11文字目まで及び4行目 1文字目から 4文字目まで
	1	12行目 8文字目から10文字目まで、15行目 8文字目から10文字目まで、22行目 1文字目から 5文字目まで及び22行目15文字目から17文字目まで
	2	27行目 1文字目から11文字目まで及び28行目27文字目
	3	19行目26文字目から20行目 9文字目まで及び21行目12文字目
	4	5行目 1文字目から 4文字目まで及び20行目22文字目から25文字目まで

	5	10行目18文字目から21文字目まで
第 1小委員会 (第 4回)	1	28行目 3文字目から19文字目まで及び29行目 8文字目から11文字目まで
	3	8行目26文字目から11行目 1文字目まで及び31行目21文字目から24文字目まで
	5	4行目 1文字目から 3文字目まで
	6	28行目26文字目から30文字目まで
	7	27行目12文字目から15文字目まで
	8	22行目14文字目から15文字目まで
	9	19行目13文字目から14文字目まで、26行目 1文字目、27行目 1文字目から 3文字目まで及び28行目18文字目
	10	5行目15文字目から18文字目まで、 6行目 5文字目から 8文字目まで、 6行目22文字目、 8行目24文字目、 8行目29文字目から 9行目 2文字目まで、11行目21文字目、13行目 8文字目から11文字目まで、13行目24文字目から14行目 1文字目まで、14行目 5文字目から 8文字目まで及び19行目12文字目から16文字目まで
	11	28行目 2文字目から 6文字目まで及び28行目11文字目から26文字目まで
第 1小委員会 (第 5回)	12	15行目 1文字目から 3文字目まで、15行目 5文字目から 7文字目まで、18行目20文字目から21文字目まで、18行目23文字目から25文字目まで、21行目25文字目から28文字目まで、26行目 3文字目から 4文字目まで及び26行目18文字目から19文字目まで
	13	15行目 9文字目から12文字目まで
	1	23行目 1文字目から 3文字目まで
	3	1行目 6文字目から 9文字目まで、 1行目11文字目から14文字目まで、 1行目16文字目から17文字目まで、 3行目 1文字目から 2文字目まで、7行目 9文字目から12文字目まで及び 8行目 1文字目から 3文字目まで
	4	19行目 1文字目から 4文字目まで、26行目 9文字目から12文字目まで、26行目17文字目から22文字目まで、26行目27文字目から30文字目まで及び27行目30文字目から28行目 3文字目まで
	5	1行目11文字目、 1行目13文字目から16文字目まで及び 1行目19文字目から 2行目 4文字目まで
	6	7行目 3文字目から 8行目 5文字目まで

	7	18行目 6文字目から 9文字目まで、21行目10文字目から13文字目まで及び22行目10文字目から18文字目まで
第 2小委員会 (第 1回)	1	28行目29文字目から29行目 2文字目まで
	2	9行目 2文字目から 7文字目まで、23行目 1文字目から 5文字目まで、23行目28文字目から29文字目まで、24行目 1文字目から 8文字目まで、25行目 2文字目から 3文字目まで、25行目21文字目から22文字目まで及び27行目14文字目から22文字目まで
	3	1行目 8文字目から12文字目まで、 2行目25文字目から28文字目まで、 3行目30文字目から 4行目 1文字目まで、10行目 1文字目から 4文字目まで、16行目 2文字目から 7文字目まで、17行目 1文字目から 6文字目まで、17行目18文字目から22文字目まで、19行目 1文字目から 4文字目まで及び31行目 6文字目から 9文字目まで
	4	3行目 4文字目から 9文字目まで、10行目20文字目から25文字目まで、18行目14文字目から15文字目まで及び31行目 6文字目から10文字目まで
	5	9行目 1文字目から 6文字目まで、14行目 8文字目から11文字目まで、20行目 1文字目から 6文字目まで及び25行目 4文字目から 7文字目まで
第 2小委員会 (第 2回)	1	7行目12文字目から19文字目まで、 9行目 1文字目から 8文字目まで、14行目 1文字目から 8文字目まで、20行目 1文字目から10文字目まで、25行目 1文字目から 8文字目まで、29行目 1文字目から 3文字目まで及び29行目 6文字目から 8文字目まで
	2	3行目 5文字目から13文字目まで、 5行目18文字目から21文字目まで及び23行目 1文字目から 3文字目まで
	3	11行目 4文字目から 6文字目まで、12行目23文字目から26文字目まで、13行目 1文字目から 5文字目まで及び13行目 7文字目から11文字目まで
	4	3行目10文字目から13文字目まで、 3行目16文字目から20文字目まで、 4行目 9文字目から12文字目まで、 6行目19文字目から23文字目まで、 8行目14文字目から19文字目まで、10行目 6文字目から13文字目まで、12行目 6文字目から 9文字目まで、14行目19文字目から23文字目まで及び20行目18文字目から23文字目まで
	5	8行目30文字目から 9行目 8文字目まで、9行目25文字目か

		ら28文字目まで、10行目 1文字目から 4文字目まで、10行目 25文字目から27文字目まで及び14行目 4文字目から 7文字 目まで
	6	4行目 7文字目から10文字目まで
	7	7行目 3文字目から 7文字目まで及び24行目 3文字目から 7文字目まで
	8	11行目 5文字目から 8文字目まで、13行目 7文字目から11 文字目まで、14行目21文字目から26文字目まで、26行目 1 文字目から 5文字目まで、26行目26文字目から27行目 1文字 目まで及び27行目15文字目から20文字目まで
	9	15行目 1文字目から 5文字目まで及び19行目 1文字目から 6文字目まで
	10	11行目20文字目から12行目 1文字目まで及び14行目27文字 目から15行目 1文字目まで
	11	14行目 1文字目から 4文字目まで、20行目 1文字目から 2 文字目まで、20行目13文字目から14文字目まで、22行目 2 文字目から 6文字目まで、23行目15文字目から18文字目まで 及び26行目 5文字目から 8文字目まで
	13	2行目12文字目から15文字目まで
第 2小委員会 (第 3回)	1	23行目 7文字目から11文字目まで
	2	2行目 5文字目から10文字目まで及び29行目30文字目から 30行目 3文字目まで
	3	11行目 7文字目から11文字目まで、15行目 1文字目から 6 文字目まで、20行目 2文字目から 6文字目まで、20行目10 文字目から14文字目まで及び27行目14文字目から19文字目 まで
	4	6行目11文字目から16文字目まで、24行目 9文字目から13 文字目まで、30行目 9文字目から13文字目まで及び32行目 1 文字目から 6文字目まで
	5	20行目 4文字目から 9文字目まで
	6	16行目28文字目から17行目 3文字目まで及び23行目 8文字 目から 9文字目まで
	7	4行目13文字目から18文字目まで及び24行目15文字目から 16文字目まで
	8	8行目10文字目から15文字目まで、 9行目16文字目から18 文字目まで、10行目 8文字目から11文字目まで、13行目11 文字目から16文字目まで、17行目 8文字目から10文字目ま

		で、22行目 1文字目から 4文字目まで、22行目 7文字目から12文字目まで、22行目22文字目から25文字目まで、27行目13文字目から17文字目まで、27行目19文字目から22文字目まで、29行目 3文字目から 4文字目まで及び29行目10文字目から13文字目まで
	9	4行目 1文字目から 4文字目まで、10行目17文字目から21文字目まで、27行目10文字目から13文字目まで及び33行目 7文字目から10文字目まで
	10	5行目21文字目から 6行目 2文字目まで、12行目 7文字目から 8文字目まで、17行目 1文字目から 4文字目まで、19行目10文字目から15文字目まで、19行目17文字目から21文字目まで、29行目 1文字目から 4文字目まで、30行目 1文字目から 4文字目まで及び30行目28文字目から29文字目まで
	11	1行目 1文字目から 3文字目まで、 2行目 3文字目から 6文字目まで、 3行目21文字目から24文字目まで、10行目23文字目から26文字目まで及び32行目12文字目から16文字目まで

※行数は、ページごとに文字の記載された行を上から順に数えるものとする。

※文字数は、発言者名として記載された部分を除き、 1行に記載された文字、符号及び句読点を左詰めにして数えるものとする。

※空白行及び空白部分は、行数及び文字数として数えないものとする。